

# J A A サッカーアカデミー サッカースクール概要

## 【チャイルド・ジュニア・ジュニアユース】

### 1. 目的

園児、児童、少年少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### 2. 主催

財団法人 人間力育成協会

### 3. 指導方針

当スクールでは学年ごとにコースを設け、子どもたち一人ひとりの個性、発育発達を考慮した指導によりサッカーの技術、戦術の向上、身体的な発達はもちろんのこと、社会的態度を養います。また子ども達がサッカーを好きになり、自主性をもってサッカーを楽しめるように指導いたします。

### 4. クラス概要

- チャイルドクラス(幼稚園児) ; ボール運動などの遊びを通じて、身体的、社会的な成長を促します。
- ジュニアクラス(小学生) ; サッカーの基本的な技術や戦術を育成するとともに、社会的態度の成長を促します。また 4・5・6 年生の希望者はチーム登録をし、「JAA.F.C 甲斐 CIEL0」として対外試合を行っていきます。
- ジュニアユースクラス(中学生) ; チーム登録をし、「JAA.F.C 甲斐 CIEL0」として対外試合を行っていきます。

### 5. 通常練習日について

年間計画に決められた曜日、時間(別表参照)に行います。

チャイルドは毎週火曜日に行います

※ 1年間の練習回数が36回満たない場合には補講を行います。その場合にはご連絡いたします。

ジュニアは毎週月曜日・金曜日に行いません

※ 1年間の練習回数が月曜・金曜それぞれ36回満たない場合には補講を行います。その場合にはご連絡いたします。

ジュニアユース練習日は下記の通りとなります。

中2.3年 毎週月曜・水曜・金曜・土日に練習を行います。

中1年 毎週月曜・火曜・木曜・土日に練習を行います。

(原則的に晴雨問わず練習を行います。)

練習中止について

悪天候などの理由により練習を中止する場合は、各スクール開始の2時間前までに決定し、携帯サイトに掲載いたします。(不安な場合はJ A A サッカーアカデミー事務局にお電話又はメールにてお問い合わせ)

わせください。)

6. 長期休暇中の合宿及び遠征について

ジュニア・ジュニアユースの長期休暇を利用して合宿及び遠征を行います。  
合宿及び遠征予定については別途計画により実施する

7. 年間行事について

- ① サッカーフェスティバル
- ② その他

8. 会員特典

- ③ 日本航空学園イベント無料招待（会員及び保護者）いたします。
- ④ 携帯サイトによる諸連絡及び情報提供をいたします。
- ⑤ 日本航空学園学債購入に関するご案内をいたします。

9. 練習に必要なもの

練習着（運動のできる服装）・ボール・運動靴・着替え・タオル・水筒。以上のものは必ずお持ちください。

※ 持ち物には名前を記入してください。忘れ物をした場合にはJ A Aサッカーアカデミー事務局にお問い合わせ下さい。

10. スクールでのルール

- コーチの言うことは守ってください。
- 元気良く挨拶しましょう。
- 練習中、ケガや気分が悪くなった場合には我慢せずにコーチに言ってください。
- 使用施設、練習用具を大事に使いましょう。

11. 保護者の方へお願い

- お子様の持ち物には必ず名前を書いてください。
- 練習に必要なものや不必要なお金は持たせないで下さい。
- 練習を嫌がる時にはコーチに相談してください。
- ゴミは必ず持ち帰るようにしてください。

# 手続きについて

## 1. 会費の納入について

年会費は、年一回、入会時または入会更新時にお支払いください。

(ア)詳細は規約をご覧ください。

## 2. 会費徴収方法について

会費は郵便自動払込にてお支払い願います。(25日閉月末払い・再振込み翌月10日に行ないます)

当月内に翌月分を財団法人人間力育成協会指定口座へ納入ください。

ご不明な点があればJ A Aサッカーアカデミー事務局にお問い合わせ下さい。

## 3. 更新について

毎年、年度末に次年度への自動更新手続きおよび再編を行っていきます。次年度更新しない場合はJ A Aサッカーアカデミー事務局へお知らせください。

## 4. コース変更について

コース変更を希望される方は、J A Aサッカーアカデミー事務局まで申し出てください。

尚、コースによっては変更できない場合もありますので、ご了承下さい。

## 5. 休会について

ケガ等の理由により、スクールを一ヶ月以上三ヶ月以内の間休む場合は、J A Aサッカーアカデミー事務局に休会希望月の前月25日までに申し出てください。休会月の月会費を半額とさせていただきます。

## 6. 退会について

退会をする場合にはJ A Aサッカーアカデミー事務局に退会を希望する月の25日までに申し出て下さい。

## 7. スポーツ安全保険について

当スクールでは、入会と同時にスポーツ安全保険に加入いたします。

<適要の範囲>

1. 当スクールの管理下における活動中の事故
2. 当スクールと会員の住所との通常の経路往復中の事故

・事故等やケガのあった場合は、速やかにJ A Aサッカーアカデミー事務局にご連絡下さい。

・スポーツ安全保険代は年会費の中に含まれます。尚、保険対象外の事故については自己負担となりますのでご了承下さい。

# JAAサッカーアカデミー規約

- 【名称】** 第 1 条 JAAサッカーアカデミーは、財団法人人間力育成協会が運営する。
- 【所在】** 第 2 条 本アカデミーは、山梨県甲斐市宇津谷 445 財団法人人間力育成教会内に事務局を置く。
- 【活動場所】** 第 3 条 本アカデミーは、日本航空学園サッカー場を活動場所とする。
- 【目的】** 第 4 条 本アカデミーは、児童、少年、少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 【期間】** 第 5 条 本アカデミーの開始期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。
- 【入会資格】** 第 6 条 本アカデミーに入会するものは、次の条件を備えていなければならない。  
①アカデミーの趣旨に賛同するものであること。  
②スポーツを行うに適した健康状態であること。
- 【入会手続】** 第 7 条 本アカデミーに入会を希望するものは、所定の手続きに従いスクールに申し込む。
- 【会費】** 第 8 条 (1)会費とは次のものをいう。  
①入会金(入会時のみ)  
②年会費  
③月会費  
(2)会費は原則として財団法人人間力育成協会事務局が徴収する。  
(3)兄弟割引として、2 人目以降は月会費を半額とする。
- 【入会金】** 第 9 条 本アカデミーに入会時に入会金を支払うものとする
- 【年会費】** 第 10 条 会員は、別に定める年会費を原則として入会時および更新時に支払わなければならない。なお、2ヶ月以上滞納した場合は練習への参加を停止する。
- 【月会費】** 第 11 条 (1)会費は、別に定める月会費を郵便局自動払込にて支払うものとする。  
(2)月会費は原則として当月末に翌月分を支払わなければならない。
- 【会費の不返納】** 第 12 条 納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。
- 【会費の滞納】** 第 13 条 会員が事前の承認手続きをとる場合のほか、会費の納入を怠った時は、本スクールは指導を停止し、また退会させることができる。2ヶ月以上滞納した場合は練習への参加を停止する。

**【練習の回数期間】 第 14 条** 本スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュールによる。

(1) やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更、または中止するものとし、その場合は事前に通知する。

(2) 本スクールの練習指導は年間36回以上とし、それを下回る場合は補講を行う。

(3) 週 1 回(月曜・又は金曜のみ)の方は練習日の不足を別の曜日に変えて補うことができる

**【指導内容】 第 15 条** 本スクールはコースごとに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習指導法は各コーチが決定する。

**【休会】 第 16 条** 休会とは、怪我もしくはやむを得ない理由により、引き続き1ヵ月以上3ヶ月以内を休む場合を言う。

(1) 休会を希望する会員は、休会を希望する月の25日までに届け出なければならない。

(2) 休会期間中の月会費は半額とする。

**【退会】 第 17 条** 退会を希望する会員は、退会を希望する月の25日までに届け出なければならない。

**【会員のモラル】 第 18 条** 会員は次の事項を厳守しなければならない。

① チームワークを守り、会員全員が明るく楽しく元気に行動すること。

② 本スクールの目的にそうよう努力すること。

③ 本スクールの定める利用規則を遵守すること。

**【除名】 第 19 条** 本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断した者に対して、本スクールは除名することができる。

**【事故の責任】 第 20 条** 会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故がおこっても、施設管理者、財団、本スクール、コーチに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

**【施行】 第 21 条** 本規約は平成22年 4 月 1 日より施行する。